

答弁書第二十一号

内閣参甲第一八五号

昭和二十三年十一月三十日

内閣総理大臣 吉 田 茂

参議院議長 松平恒雄殿

参議院議員井上なつゑ君提出衛生白衣類配給に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員井上なつゑ君提出の衛生白衣類配給に関する質問に対する答弁書

一、昭和二十二年度における衛生白衣類の配給状況

(一) 都道府県に対する割当

昭和二十二年度における衛生白衣類の配給計画数量約九万着の中約六万七千着については、生産業者からの生産完了報告があつたので、本年六月九日附を以て、別紙(一)の通り都道府県に割当通知を発した。

残の約二万三千着については、本年十一月十六日生産業者から生産完了報告があつたので、(材料の手当ができなかつたため、生産が遅れた)目下追加割当準備中である。

(二) 都道府県における配給対象に対する割当及び特殊衣料切符の発券、都道府県においては、(一)の通知に基いて、配給関係主管課において、薬務課と連絡の上、配給対象を決定し、特殊衣料切符も発券すると共に、小賣業に対する購入割当証明書の発券を完了したものと思料する。

(三) 現物の配給状況

各都道府の小賣業者は(一)によつて交付を受けた購入割当証明書によつて、卸賣業者より製品購入の上、配給をなしあるものと思料するも本年七月における、布綿製品(衛生白衣類を含む)卸賣業者の登録更新に際し、從來主として、衛生白衣類を取扱つていた、卸賣業が登録を取消された関係等もあり小賣業者への製品の流れが一時緩漫になつたため予期に反し末端の配給が遅延している向がある。この点については、目下卸賣業者を督励し、出荷を促進しつつある。

二、現在の衛生白衣類の割当配給方法

別紙(1)の通りである。

三、昭和二十三年度における配給計画

昭和二十三年度においては、約三十万着の配給計画で、目下その一部は、生産業者に対し、原反を割当て生産中であり、生産完了を俟つて逐次配給する予定である。

衛生白衣割当表(一般民需用)

府縣別 品名 診療衣 手術衣 防衣 看護衣 衛生衣 備考

北海道	三六五	八五	二、一五〇			
青岩宮秋山福茨柄群崎千東京菜玉馬木城島形田城馬木	一〇〇	二五	三四〇			
	一一〇	三五	二二三〇			
	一七五	五〇	六〇〇			
	二一〇	三〇	五〇〇			
	二七五	四五	九三〇			
	二二〇	五〇	六〇〇			
	二八五	三五	二二三〇			
	二六五	五五	九三〇			
	二四〇	八〇				
	二四三〇					
	二四五〇					
	三四〇					
	二六〇〇					
	二五〇					

和鳥島岡廣山德香愛高福佐長熊大宮

歌

崎	分	本	崎	賀	岡	川	島	口	山	根	取	山	
九〇													一四〇
一六五													八〇
													二三〇
													二六五
													三三〇
													三五
													六五
													六五
													八八〇
													三〇
													六〇〇
													五四〇
													八三〇
													一、一七〇
													一、四五〇
													二五〇
													六〇〇
													五〇〇
													三〇〇
													一〇〇
													四〇〇
													一七〇
													六四〇
													三〇
													四〇〇
													二四〇
													三〇〇

鹿兒島

一六五

四五

八五〇

枚

八〇〇

枚

合計 一一、〇〇枚

一二七〇〇枚

四九、〇〇枚

三、五〇〇枚

八〇〇枚

別紙(1)

衛生用白衣配給要領

一 商工省は一定期間に配給し得る数量を厚生省に通知する。

二 厚生省は右数量の都道府縣別割当数量を商工省に通知すると共に各都道府縣藥務課に割当数量を通知する。

三 商工省は右により衣料品配給規則に基いて各都道府縣別割当を決定すると共に各都道府縣商工課に通知する。

四 都道府縣藥務課は割当数量に基いて需要者別割当を決定の上都道府縣商工課に通知する。

五 都道府縣商工課は右数量に基いて特殊衣料切符の発券手続を取る。

六 配給対象は診療に從事する医師、歯科医師、薬剤師、看護婦、見習看護婦、保健婦、産婆、鍼灸業者である。

但し、厚生省國立病院、官立医学校及び薬学校同附属病院に勤務するものを除く。